

【(第11条・第13条関係) 添付資料2 説明会質疑応答議事録】

作成日 2025年4月16日

太陽光発電施設の設置予定場所	長野県上田市鹿教湯温泉1772-36・1772-86合同
----------------	------------------------------

意見(質問・要望)	陳述者・提出者	回答
1772-36と1772-86(事業区域)の間の土地は誰が所有しているのか、荒れ放題になると困る、除草など管理はしてもらえるのか。	説明会参加者	別の所有者もいるがYANAGIDAが所有している土地もあり、所有している土地については管理をさせていただきます。
何かあった場合のために最終オーナーの名称・情報、連絡先はしっかり教えてもらいたい。	説明会参加者	決定した場合は文面で通知する。設備の見える所に所有者情報の標識も設置する。
行く行くは(案内図の部分)土地全体が発電設備になるのか。	説明会参加者	広い土地については別の事業者が発電設備の計画をしている。
スケジュールについて1、2か月・年内には完成するのか。	説明会参加者	予定だとその通りです。
自治会の方には報告を進める。	説明会参加者	こちらも協定書(案)を確認させていただきます。

上田市長 殿



令和7年5月15日

上田市長瀬3580

YANAGIDA株式会社

代表取締役 小宮山純一

## 事業基本計画書に対する意見回答報告書

施設の設置場所	上田市鹿教湯温泉1772-36
事業区域の面積	1,080㎡
施設の合計出力	49.5kW
意見課	建築指導課 丸子地域建設課 都市計画課（公園緑化景観担当、調査計画担当）

建築指導課	1 太陽光パネルの架台の下を物入れ等として利用し、建築基準法第6条第1項第1号から第4号の建築物に該当する場合は、建築確認申請が必要となりますのでご注意ください。（高さ2mを超える擁壁も同様）
	⇒ 承知いたしました。
	2 北西側：建築基準法第42条第2項道路に該当します。 南東側：建築基準法第42条第2項道路に該当します。 事業計画敷地内に建築物を建設する場合、敷地と道路との間に下記のものが存在する時は、建築確認申請の前に建築基準法第43条第2項各号の認定または許可が必要です。 ・認定外道路（赤線等） ・幅1mを超える河川、水路 ※建築基準法第42条第2項道路：道路幅員が4m未満の場合は、現況道路幅員の中心線から2mの道路後退が必要になります。（建築物等の建築、擁壁等の構造物の築造は不可）
⇒ 道路向かい境界より4m後退した箇所にフェンスを設置いたします。	
丸子地域建設課	1 現存する水路はその機能を残すこと。
	⇒ 承知いたしました。
	2 雨水は敷地内で処理すること。沢の形状は埋め立てる等で雨水が敷地外へ流れることのない様に策を講じること。
	⇒ 敷地内に浸透トレンチを設置し、雨水の敷地外流出を防止します。
	3 工事等で境界杭等を抜いた際は復元すること。
	⇒ 承知いたしました。
	4 導水路を工事する際は、市と協議し、必要に応じ占用許可、自営工事承認を申請すること。
	⇒ 承知いたしました。
5 道水路を破損、汚した際は、道水路管理者へ報告し復旧について協議すること。	
⇒ 承知いたしました。	

	6 浸透施設（浸透トレンチ）を設置する場合は、法面・盛土造成箇所を除く位置に設置すること。
	⇒ 雨水の流水方向を考慮し、適切な位置に浸透トレンチを設置いたします。
都市計画課 公園緑化景観担当	1 上田市景観計画区域のうち、山地の地域区分の景観形成基準を御確認ください。 上田市景観計画の景観形成基準では、工作物の道路からの配置について、「道路から十分（10メートル以上）後退し、道路側に既存林を残せるように努めること」としておりますので、工作物の配置について御配慮くださいますようお願いいたします。
	⇒ 承知いたしました。10メートルの後退はできませんが、可能な限り後退をし配置いたします。
都市計画課 調査計画担当	1 事業の実施にあたっては、地域住民をはじめとする関係者の理解が得られるよう努めてください。
	⇒ 承知いたしました。
	2 着工前に周辺の既設構造物（例：擁壁、道路クラック）等の調査を念入りに行い、写真等で記録のうえ保存するなど、事業完了後にトラブルにならないように努めてください。
	⇒ 承知いたしました。
	3 雨水排水処理を適切に行い、敷地外に雨水や土砂の流出が無いよう施設の維持管理を十分をお願いします。工事中においても、雨水排水対策を講じ、防災に努めてください。
	⇒ 承知いたしました。
	4 雨水処理として計画されている浸透施設（浸透トレンチ）が有効に機能する位置に設置されるか確認できません。縦横断図及び表面雨水流出方向が確認できる図面を提示してください。
	⇒ 太陽光発電モジュール配置図に雨水の流下方向を図示し、最下流にトレンチを配置しました。
	5 工事中及び工事完了後に本開発行為に起因すると思われる苦情が発生した場合には真摯に対応をお願いします。
	⇒ 承知いたしました。
	6 太陽光発電モジュール配置図において、フェンスが一部途切れています。外部から立ち入ることができないようにしてください。
	⇒ 図面に不備がありました。図面を修正いたします。

